

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理情報（令和5年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	伊勢崎市（第1期～第3期）最終処分場
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地（清掃リサイクルセンター21内）
埋立面積	24,760m ²
埋立容量	110,300m ³
浸出水の処理能力	110m ³ /日
浸出水の処理方式	カルシウム除去＋生物学的脱酸素処理（接触ばっ気方式）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋ゼオライト吸着＋薬剤滅菌

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(t) 埋立終了

4、点検項目

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
遮水工	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
調整槽	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				
浸出水処理施設	点検日	4月28日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月29日	10月31日	11月30日				
	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○				

5、残余埋立容量

第一期、第二期、第三期最終処分場 埋立終了

6、第三期最終処分場 放流水の水質測定結果

*管理値とは施設周辺5町(柴町、上之宮町、阿弥大寺町、菰塚町、今井町)との協定値である

項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
採取日				4月18日	5月23日	6月20日	7月19日	8月22日	9月19日	10月17日	11月20日					
測定結果取得日				5月24日	6月30日	7月26日	8月31日	9月29日	10月18日	11月24日	12月27日					
水素イオン濃度 (PH)	-	5.8-8.6	5.8-8.6	7.3	7.4	7.2	7.6	7.5	7	8	7					
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	25	20	0.5	0.5未満	1.2	0.8	0.5未満	1.3	1.4	0.5					
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	-	20	2.2	1.4	1.6	1.3	1.7	3.5	2.9	1.8					
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	10	6	1	1	1	1	3	2	1					
窒素含有量	mg/ℓ	120	10	1.7	1.2	1.9	3.1	1.3	1.7	2	1.2					
大腸菌群数	個/ml	3000	3000	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満					
アンモニア・アンモニア化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	100	100	1	0.38	1.4	2.3	0.8	0.33	0.92	0.5					
ノルマルヘキサン(n-hex)抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	5	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満					
ノルマルヘキサン(n-hex)抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	mg/ℓ	30	30	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満					
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03	0.03		0.01未満			0.01未満			0.01未満					
シアン化合物	mg/ℓ	1	1		0.02未満			0.02未満			0.02未満					
鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1		0.01未満			0.01未満			0.01未満					
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5	0.5		0.02未満			0.02未満			0.02未満					
砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1		0.0005			0.0005未満			0.0005未満					
水銀及びアルキル水銀 その他水銀化合物	mg/ℓ	0.005	0.005		0.0005未満			0.0005未満			0.0005未満					
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	未検出	未検出								0.0005未満					
有機リン (EPN)	mg/ℓ	1	1								0.01未満					
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	0.003	0.003								0.0005未満					
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1								0.001未満					
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	0.1								0.001未満					
ジクロロメタン(塩化メレン)	mg/ℓ	0.2	0.2								0.002未満					
四塩化炭素	mg/ℓ	0.02	0.02								0.0002未満					
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04	0.04								0.0004未満					
1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニルデン)	mg/ℓ	0.2	0.2								0.002未満					
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4	0.4								0.004未満					

6、第三期最終処分場 放流水の水質測定結果

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、葦塚町、今井町）との協定値である

項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3	3							0.03未満						
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06	0.06							0.0006未満						
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	mg/ℓ	0.02	0.02							0.0002未満						
チラウム	mg/ℓ	0.06	0.06							0.006未満						
シマジン	mg/ℓ	0.03	0.03							0.003未満						
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2	0.2							0.02未満						
ベンゼン	mg/ℓ	0.1	0.1							0.001未満						
セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1	0.1							0.01未満						
フェノール類含有量	mg/ℓ	1	1				0.01未満									
銅含有量	mg/ℓ	3	3				0.01未満									
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	2				0.03									
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	10				0.05未満									
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	10				0.05未満									
クロム含有量	mg/ℓ	2	2				0.02未満									
磷含有量	mg/ℓ	16	10				0.05未満									
ほう素及びその化合物	mg/ℓ	10	10				0.1									
ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	8	8				0.1未満									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	100	100													
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5	0.5							0.05未満						
ホルムアルデヒド	mg/ℓ	-	10				0.1未満									
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10				0.0001									

*第一期、第二期最終処分場の浸出水は、第三期最終処分場の浸出水と合併処理を行っている

(別紙)

一般廃棄物処理施設（最終処分場）の維持管理に関する計画

- 1、擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じます。
- 2、遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための措置を講じます。
- 3、最終処分場の周縁から採取した地下水の水質検査を次により行います。
 - (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録します。
 - (2) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度を毎月1回以上測定・記録します。
 - (3) 電気伝導率又は塩素イオン濃度の異常が認められた場合には、速やかに再測定・記録するとともに地下水検査項目についても測定・記録します。
- 4、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 5、浸出水処理設備の維持管理は次により行います。
 - (1) 放流水の水質検査を次により行う。ただし、水処理を停止している場合は行わない。
 - ア 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録します。
 - イ 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について毎月1回以上測定・記録します。
- 6、ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 7、浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。
- 8、残余の埋め立て量について、1年に1回以上測定し、かつ、記録します。